

認定 NPO 法人市川市ユネスコ協会

行動憲章

— 人の心の中に平和のとりでを築くために —

認定 NPO 法人市川市ユネスコ協会は、非営利活動を行い、ユネスコ憲章前文に掲げられた精神に則り、社会に有用な支援の創出と自律的で責任ある行動を通じて、平和な社会を築く役割を担う。

認定 NPO 法人市川市ユネスコ協会は、次の 5 つの原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

(持続可能な社会の成長と社会的課題の解決)

1. 非営利の事業活動を通じて、社会に対して、世界平和の実現、自由と正義の尊重、国際理解・国際協力の推進等に市民の立場から寄与し、平和な社会を築くための社会的課題の解決を図る。

(公正で健全な事業活動)

2. 公正なガバナンスとコンプライアンス、および、財政により、健全な事業活動を行う。

(情報開示、ステークホルダーとのコミュニケーション)

3. 事業・活動の情報を積極的、公正に開示し、受益者や社会のステークホルダーと事業・活動に関する誠実なコミュニケーションを行い事業の発展と信頼を獲得する。

(人権・環境の尊重)

4. すべての人々の人権の尊重、および、環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、それに則った事業活動を行う。

(人材育成・職場環境の充実)

5. 会員の積極的な活動意識を高め、多様性、人格、個性を尊重する活動方法を実現する。また、健康と安全に配慮した活動しやすい環境を整備する。